

## 草津市路上喫煙対策委員会議事概要（敬称略）

### 1. 日 時

平成20年10月3日（金） 17：30～19：50

### 2. 場 所

草津市役所4階行政委員会室

### 3. 出席者

出席者名簿のとおり

### 4. 会 議

#### <開会>

#### ○事務局

それでは、ただ今から第3回草津市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、駒井委員さんが体調不良のため御欠席という連絡をいただいております。

#### ○委員長

本日の3回目の委員会では、審議内容を集約した形での意見書を取りまとめるということで、意見書案についての審議も行っていきたいと考えております。

#### <議事>

#### ○委員長

それでは、路上喫煙禁止区域の指定について事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

**（「第3回草津市路上喫煙対策委員会資料」 説明）**

**P 1～2 1. 路上喫煙禁止区域の指定**

**P 3～4 追加調査結果①、②**

#### ○委員長

それでは、禁止区域の指定の考え方と追加調査結果について説明があり、この結果を基に、前回の禁止区域案を修正するかどうかについて御意見を伺いたいと思います。

#### ○A委員

調査地点①は、特に高校生が多いということですが、その辺りでよく歩きたばこをしている人を見かけます。高校生が多数でも、その中の少数の人が歩きたばこをすれば、被害を受けるので、禁止区域にすべきだと思います。

調査地点②は、特定の企業の人が多いということですが、夜の6時以降でも9時半位まで通行者数が多いところなので、禁止区域にすべきだと思います。

調査地点③は、自転車の通行が多いということですが、自転車に乗りながらたばこを吸っている人も多いのです。そうすると、たばこの火が危ないですし、その後ろに行く自転車の人は当然受動喫煙の被害をずっと受けることになります。

市の喫煙率調査では、自転車での喫煙者数も入っているのですか。

○事務局

カウントしております。

○A委員

調査地点④は、商業施設間の横断歩道を行き来される人が多いということですが、横断歩道前後というのは、たばこに火を付けやすいため、そこで被害を受ける人が多いので、禁止区域に指定すべきだと思います。

調査地点⑤は、エスクエアに出入りされる人が多いということですが、その近くの交差点付近でたばこを吸う人が多いので、この調査地点⑤の通りと④のきらら通りを繋げて禁止区域にすべきだと思います。

また、南草津駅の両側に2ヶ所トンネルがあるのですが、トンネルの中というのは粉塵濃度が高くなるので、禁止区域として指定すべきだと思います。

南草津駅東口駅前広場に入る県道の方からの歩道も指定すべきだと思います。

南草津駅東口の自転車駐輪場前の交差点は、駅への行き来の人が多いのですが、その交差点が全部指定されていないので区域が不明確であると思います。

ですから南草津駅を円形的に囲む形で禁止区域を指定すれば、区域も分かりやすいし、被害も防止できると思います。

○B委員

調査結果からは通勤通学の人が多いという印象を受けますが、私はむやみに区域を広げるのではなく、前回の区域案でやってみてはどうかと思います。

○C委員

取りあえずやってみて、その中で改めるものは改めるという方向で考えた方がいいと思いますので、前回の区域案でいいと思います。

○D委員

調査地点①②③は、学生さんや特定の企業さんが多そうですし、朝の通勤通学時間帯だけが特に多いという感じですし、調査地点④⑤も、商業施設間の往来と、駅から特定の商業施設の間の往来ということで、これらは追加しないで、前回の禁止区域案で実施するというのでいいと思います。

○E委員

路上喫煙禁止区域という今まで無かったものをこれから創るということで、その第1歩を踏み出すということだけでも実施する価値があると思いますので、今回調査をしてもらったのですが、前回の事務局案のままで進めていただいて結構かと思います。

○F委員

前回の禁止区域案のままで一度実施し、改めて追跡調査の結果を示してもらって検証を加えたらどうかと思います。

また、南草津駅の問題ですが、玉川学区の自治連合会長さんと話をし、禁止区域案を見せて意見を聞いたのですが、この案でいいのではないかという御返事をいただきました。

○A委員

私は通勤で、毎日、草津駅と自宅を往復しており、3年程前から歩きたばこや駅周辺の路上喫煙をしている人に注意しています。条例施行前は、非常に歩きたばこが多く、往復の間で、1日に40人位に注意し、それが20人位まで減り、条例施行後は、ぐっと減りましたが、今でも往復の間で8人位は歩きたばこをしているのを見かけ、注意しています。

禁止区域にすべきところは、一般的、常識的に考えてそこは啓発すべき、被害を受ける可能性が高いところを指定するのがいいと思います。通行量だけではそれが分からないと思います。

○委員長

禁止区域の指定の要件については、かなり議論をし、先程説明があった形で一定の合意が得られていると思うのです。確かに通行量が多いということだけではないのですが、一定の要件の中でスタートさせる区域を決めるという議論をしてきたと思うのです。

○委員長

ここで意見のまとめをしておきたいと思います。路上喫煙禁止区域の指定については、今回も新たに追加調査をされ、その調査結果の内容も踏まえまして御議論していただいた訳なのですが、1人の委員さんからは区域をもっと広げたらどうかという意見があり、他の5人の委員さんにつきましては、調査結果も踏まえた上で、前回の禁止区域案でスタートさせたらどうかという意見であったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○複数の委員

はい。

○委員長

それでは、2. 喫煙場所について事務局から説明をお願いします。

○事務局

**(「第3回草津市路上喫煙対策委員会資料」 説明)**

**P5～6 2. 喫煙場所について①、②**

○委員長

前回も喫煙場所については、かなり議論をいただき、これも少し意見が分かっていたのですが、設置するにしても諸条件を考えてとといった話であったと思います。

このことについても、御意見ございますでしょうか。

○A委員

公共の場所に喫煙場所を設けることは、マナーの啓発の逆効果になると思います。未成年者への悪影響や周辺の歩きたばこの助長の問題もあり、また、周辺を歩かれる病気などの人にも危険になりますので、喫煙場所の設置は止めておくのがよいと思います。

○E委員

私は設置することによって、吸う人と吸わない人の協調性が持てると思いますし、スポット的なところに設置することによって、体に被害を受けるという方は、寄り付かないよ

うな状態で動かれると思いますし、また吸いたい方は、その場所のみ吸えるという制限だけで共存できると思いますので、喫煙場所は設置するべきだと思います。

ただし、設置場所については周辺影響等を考え検討する余地があると思います。

○B委員

私は、喫煙場所を設置すると同時に明確に誰にでも分かるようにするべきだと思います。

○C委員

喫煙者と非喫煙者が両立できる考え方で物事を進めていただけたらいいと思いますので、喫煙場所の設置については賛成という考え方であります。

設置場所についてはいろいろ御迷惑をかける場面もあると思いますので、慎重に検討して決めていただけたらいいと思います。

○D委員

私も、よい場所があれば設置する方向でいいと思います。屋外でもあり、いい場所があれば、そこで固まって吸われたらよいと思います。

○B委員

イベント会場などでも、喫煙場所を少し設けて喫煙される人に配慮されています。

○F委員

周辺対策や保全対策が講じられるのであれば、私は設置してもよいと思います。その効果を一定期間経過後検証したらいいと思います。

○A委員

喫煙場所周辺というのは室内でたばこを吸われている場合よりもひどい粉塵濃度になることがあるのです。

屋外においても健康増進法25条違反ということで訴訟が提起されたのですが、市が設置している屋外の灰皿や施設内の灰皿も含めて、違反ではないかということでの訴訟です。

○委員長

健康増進法25条は努力義務規定ですが。

○A委員

努力義務規定ではありますが、実際の文書を読みますと、「本法条は努力義務であって全面禁煙や完全禁煙を義務付けるものではないという被告の主張は立法趣旨を反故にするものであり、採用できない」というものであります。努力義務だからといって被害について責任を負わないということを言ってはならないと裁判所は言っておられます。だから屋外でも受動喫煙の害はあるということが言いたいのです。

○D委員

その判例は、損害賠償を認める判例ですか。

○A委員

損害賠償請求自体は棄却されたのですが、判旨の中でそういう判断をしているのです。

○D委員

これから新たに始めようということなので、できれば設置する方向がいいと思うのです。場所の問題と周知説明の方法を工夫してもらわないといけません。

○A委員

禁止区域で吸ったら迷惑だから喫煙場所に行ってくださいという必要はないと思うのです。ここは駅周辺で人通りがあり、禁止区域になっており、他人に迷惑被害を及ぼしますので喫煙は止めてくださいと指導すれば全然問題はないと思います。喫煙所を設置して、未成年者の喫煙を助長して、しかも煙を蔓延させ、ごみの始末もあり、逆に経費がかかる訳なのです。それならば喫煙所を設置せず、しばらく様子を見て、それから考えてもよいのではないかと思います。

○委員長

これも少しまとめをしておきたいと思うのですが、喫煙場所の設置については、事務局の方から前回の論点整理と、それに基づいた形での一定の整理の報告が行われ、今回また議論をいただいた訳なのですが、これも意見の一致は残念ながら得られておりません。

1人の委員さんについては、いろいろな理由の中で喫煙場所は設置すべきではないという意見で、他の5人の委員さんについては、設置してもよいのではないかと、ただしその設置場所については、できるだけA委員さんの言われたことを踏まえた形で、場所の選定については一定の条件があるという意見が出たのではないかと思います、それによろしいでしょうか。

○複数の委員

はい

○委員長

それでは、前回は議論の中でももう少し具体的な場所の選定という意見がありましたが、そのことについて事務局で情報はありますか。

○事務局

必要な要素などを考慮し、可能性がある場所を一定整理させていただいております。これはすべて設置するというものではなく、可能性があるということです。

もう1点は、喫煙場所はマナースポットという、そこでは条例の趣旨でありますとか、禁止区域の範囲はどこか、実際の被害とはどういったものなのか、そういったものを併せて直接的に啓発する趣旨のものであります。

**(場所の説明 (写真投影))**

**草津駅東口2箇所、西口2箇所 ・ 南草津駅東口2箇所、西口2箇所**

○F委員

誰も寄りつかないところに、たばこを吸いに行く人はほとんどいないのではないかと。説明のあった場所は、人があまり行かれないようなところが多く、意味の無い場所になってしまうのではないかと。

○事務局

あくまで望ましいところということで挙げていますので、必ず設置するというものではありません。設置するとしても囲いを付けることや、寄り付きにくいのであれば、分かりやすく表示して案内するなどの対策も含めて考え、また受動喫煙の防止の問題もあり、隔離も必要になってきます。そういうことを総合的に考えると場所は限定されてくると思います。

○A委員

説明された場所について、いずれも受動喫煙の被害を受ける場所ばかりだと思います。煙というのはそこに留まっていないので、周囲に拡がり、そうするとその辺を通行する人がまず被害を受け、一瞬吸われただけでも、喘息の人は発作を起こしたり、狭心症の発作を起こしたりする被害があるのです。嗜好を満足してもらうために、受動喫煙という危険な被害を生じさせることになるのはおかしいと思います。

○委員長

候補地の議論をまとめさせていただくと、受動喫煙の被害をできるだけ少なくするような形で配慮が必要ということ、喫煙者の行動も考えて実効性のある場所であって、周辺環境にも配慮した場所であるべきだという意見であったと思います。

実際に設置するとした場合、いろいろな条件をクリアーしないといけないですし、特に設置場所の周辺の方々に納得していただかないとできない話ですし、本日の意見でも随分受動喫煙の害や、周辺環境の問題、設置する場合について考慮しなければならない条件などが出ていたと思いますので、できるだけその条件に合うようなところでお願いするということになると思うのですが、委員の皆さんはどうでしょうか。

○A委員

たばこ規制枠組条約があり、日本にたばこ事業法があっても、たばこ対策は世界においてしなければならないと趨勢になってきています。それに対して社会の流れに逆行する喫煙を奨励するようなことは止めていただきたいと思うのです。

○D委員

奨励しているのではなく、たばこを吸う人との折衷を図っていると思います。一度設置しても将来的にそういう意見が強くなれば撤去するということになっていくのではと思います。今回は初めての禁止区域の指定ですので、折衷的なところから始めて、将来は社会的動向を見ながら検討してはどうかと思います。

○委員長

ここで議事を進めさせていただきたいと思います。

これまでの審議を踏まえた意見書案ということで、事務局から説明をお願いします。

○事務局

「草津市路上喫煙の防止に関する条例に規定する路上喫煙禁止区域の指定等に関する考え方について」審議結果報告（意見書）案 説明

○委員長

説明のありました意見書案について具体的な形で御意見いただけますでしょうか。

○A委員

2ページの中段の「個人の嗜好である喫煙行為そのものを排除するものではないことから」とありますが、喫煙が個人の嗜好であるかどうかというのは、私は嗜好というよりも、禁煙治療での保険適用、ニコチン依存症ということで、社会的にもそのように認められています。それが嗜好であると言い切ってしまうのは問題あると思います。

それから喫煙場所については先程も言いましたように、これは設置しない方がよいという意見です。

○F委員

4ページの上段に、「ルールを守られない方に対しては、直接、路上喫煙を止めるよう指導することが」とありますが指導は誰がするのですか。

○事務局

具体的にはいろいろな方法がありまして、積極的に市の職員が啓発活動を行い、その啓発活動に併せて必要な場面には、直接その方に、条例の趣旨などを説明することになります。これを恒常的にやっっていこうと思いますと、やはり職員だけでは足りません。そこでできたら指導員というものを設置して啓発をやっしていきたいと考えております。

○F委員

私は地域安全連絡協議会の会長をしていますが、いろいろな問題で注意した時に、反抗してくる人がいます。その場合、警察からは争わずに逃げてくださいと言われていた。たばこを吸ったら駄目ということも分かっているけど、注意されることによって反抗的になるのです。

○事務局

啓発指導の方法につきましては、言い方も考えて、まずは条例の趣旨などの簡単な説明から入って、今後は止めてくださいよという入り方が大切だと思います。啓発は指導員だけで行うものではなく、啓発看板も設置しますし、市も啓発チラシや啓発備品を配布しながら、全体として守っていただけるようにやっしていきたいと思います。

○B委員

啓発は非常に地味な仕事で、日にち薬で時間がかかると思います。新幹線でも前は弁当ごみが席に置きっぱなしであったが、今は綺麗にごみを降りる時に持って行っています。そういう環境を創り出して行って、直ぐ効果が出るものではなく、リスクがあり、そのリスクをいかに解消していくのかという事を考えながら、一歩ずつ地道な仕事を続けていくしかないのです。取りあえずできるところからやってみて、段階的に進んでいく方がよいのではないかと思います。

○A委員

私も毎日注意している経験から、注意すると反抗してくる人がおり、かなり反発を受けますし、暴言や暴力を受けることもあります。路上喫煙禁止と書いてあると説明しても、

罰則はあるのかと言われる人がいます。指導の場合、ある程度の経験も必要ですし、他の自治体でも啓発指導マニュアルを作られ、それに従って、相手の気を損ねないように、最初はやわらかく注意するなど、指導員に徹底させることが必要だと思います。

また、罰則というのは必要だと思います。たばこを吸ってもデメリットがなければ、うるさいと言われる人が多くおられる。そうすると条例の実効性が保てないです。

#### ○事務局

まず直接指導するという文言のところについては、入り方を間違えやすと逆に効果が損なわれことになるので、十分に考えながらやっていかなければならないと思います。そういう意味で文言については、啓発ということが非常に重要だという御意見でもございますので、その辺りを加えながら効果的な啓発活動、これも実際やっていく中で、より良い方法が出てくるのではないかとともに思いますし、継続的に取り組んでいきたいと思います。

#### ○F委員

啓発活動について、意見書に「あらゆる機会を通じて、継続的かつ効果的な啓発活動をされることを望むものである」としっかり明記してある。

みなさんの御意見があって、たばこを吸っては駄目な場所を決め、喫煙場所については、慎重に検討するというところで話をまとめているのです。一度決めたら終わりではなく当委員会でもまた検証するというところでもあることから、それで意見書を出したらよいのではないかと思います。

#### ○事務局

罰則の話なのですが、今回最終的に意見書を具申され、禁止区域を実施すれば、一定期間経過後、検証をいただいて、その状況を踏まえて当委員会の中で御議論いただくことにもなるかと思います。今は啓発条例ということで、啓発からスタートする、いずれ当委員会で検証する、その検証期間を設けたいと思っております。

#### ○D委員

このような条例を施行している都市がどれくらいあって、そのうち罰則を取っているのがどれくらいあるかというデータはありますか。

#### ○事務局

事務局で把握しているデータでは、条例等で規制している団体は約130団体です。ただ罰則については、過料という行政罰でとる形態と、指導・勧告をしてから罰金という形態で実施されている自治体もあり、また過料でも設定はしておりますが、実際は徴収されていない自治体もあり、一概には言えないところです。

#### ○A委員

罰金と過料ということですが、罰金にはいろいろな手続きが必要ですが、料金は即徴収できるので、ほとんどのところが過料を採用されていると思うのです。千代田区でもそうですが、マナーからルールへ、ルールからマナーへということを言われており、結局啓発指導の手段として罰則を付けているということが非常に多いのです。

○F委員

今は罰則の方法を議論しているのではないと思います。

○E委員

一定期間経過後、検証し、また審議が続いていく訳なのですから、今までのことだけで集約されて意見具申したらいいと思います。

○D委員

A委員さんが言われたことは、実施後の検討課題ということだと思います。

○委員長

事務局の方からも説明がありましたように、啓発指導の効果を一定期間検証していただいて、その状況を見て罰則などの話があるのではないかと思います。

○A委員

一定期間経過後検証ということなのですが、一定期間というのはどれ位ですか。

○事務局

年間を通じて推移を見ていきたいと考えておりますので、毎月定期的な調査を行っており、1年後には、その結果を踏まえて委員会を開催できるようにデータの積み上げをしていきたいと考えております。

○A委員

1年というのは長すぎる気がするのですが。

○F委員

1年が決して長いとは思いません。今までに無いことをやるのだから、効果的な啓発期間だけでも大変なものだと思います。

○B委員

これから新たに始めていくものだから、1年は決して長くないです。

○委員長

期間については、もっと短い期間という御意見と、1年位は必要だという御意見がありました。その辺を踏まえて一定期間というものを考慮していただきたいと思います。

後はよろしいでしょうか。

○複数の委員

はい。

○委員長

そういたしましたら、本日御議論をいただいた部分もございますので、最終の意見書につきましては、事務局の方で本日の議論を十分に踏まえ、必要であれば加筆修正していただくという形にしたいと思います。

また、今後の手続きについて、お諮りしたいと思うのですが、私と副委員長の方で、事務局の修正の中身について確認し、その後正式な意見書として市長に提出したいと思いますが、そういう形で御一任いただけますでしょうか。

○複数の委員

異議なし。

○委員長

では、そのような手続きでさせていただきたいと思います。もちろん私と副委員長とで充分中身については確認させていただいて、各委員さんの御意見をできるだけ反映できるような意見書というものを作成してまいりたいと思います。

この委員会については委員の皆様方から積極的な形で意見を出していただいて、確かに少し意見が一致という訳にはまいりませんでした、一定方向性というものを出せたのではないかと思います。

どうもありがとうございました。

○事務局

活発な御意見を踏まえまして、意見書案をまとめていただき、ありがとうございました。

また1年後に検証も踏まえまして委員会を開催させていただきたいと考えておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

以上